

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第四十一号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。